平成２８年（フ）第２２１号
神戸市垂水区南多聞台３丁目７番７―404号
債務者　喰いしん坊うーＹＡＮこと　鵜原　正
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８号
神戸市須磨区車字大道1250番地の１
債務者　金本久仁雄こと　金　久仁雄
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３号
神戸市中央区下山手通４丁目13番１号サンルネビル301
債務者　藤井　勝也
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４９号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番７―244号
債務者　西村　尋美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５９号
神戸市東灘区住吉宮町５丁目10番５号マンションモルフェ301号
債務者　福元美千代（旧姓アラミ）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７１号
神戸市長田区長田天神町１丁目17番11号
債務者　吉田　達夫
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４号
北海道檜山郡江差町字豊川町166番地１
債務者　谷口　公一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１３５号
神奈川県伊勢原市東大竹1133番地の32
ビューパレス湘南伊勢原Ⅰ―201号、前住所神奈川県平塚市片岡1251番地の16
債務者　石井　貴雄
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６２号
神奈川県平塚市下島865番地の１　サン・コーポラス下島２―103号、前住所神奈川県横浜市緑区三保町2636番地10
債務者　秋元　　孝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６４号
神奈川県厚木市戸田2190番地１　クローバーハイツ307
債務者　池上　智子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６６号
神奈川県小田原市飯泉655番地の20　メゾン片倉202
債務者　瀬戸　早苗
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６７号
川崎市高津区溝口６丁目６番34号　石田荘202
債務者　村田　カヨ
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１号
青森市第二問屋町３丁目14番11号
債務者　穐元　俊一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
神奈川県秦野市渋沢１丁目34番２号
債務者　林　　匡宣
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０６号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ボヌール秦野Ⅱ　503号
債務者　加藤　英夫
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０７号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ボヌール秦野Ⅱ　503号
債務者　加藤みゆき
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部